

議案第89号

大阪市立図書館条例の一部を改正する条例案

大阪市立図書館条例（昭和36年大阪市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前																
(設置) 第1条 本市に図書館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>大阪市立港図書館</td><td>大阪市港区<u>磯路1丁目</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]		大阪市立港図書館	大阪市港区 <u>磯路1丁目</u>	[略]		(設置) 第1条 [同左] <table><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[同左]</td><td></td></tr><tr><td>大阪市立港図書館</td><td>大阪市港区<u>弁天2丁目</u></td></tr><tr><td>[同左]</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	[同左]		大阪市立港図書館	大阪市港区 <u>弁天2丁目</u>	[同左]	
名称	位置																
[略]																	
大阪市立港図書館	大阪市港区 <u>磯路1丁目</u>																
[略]																	
名称	位置																
[同左]																	
大阪市立港図書館	大阪市港区 <u>弁天2丁目</u>																
[同左]																	
備考 表中の[]の記載は注記である。																	

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

令和5年2月22日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

港図書館を移転するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。